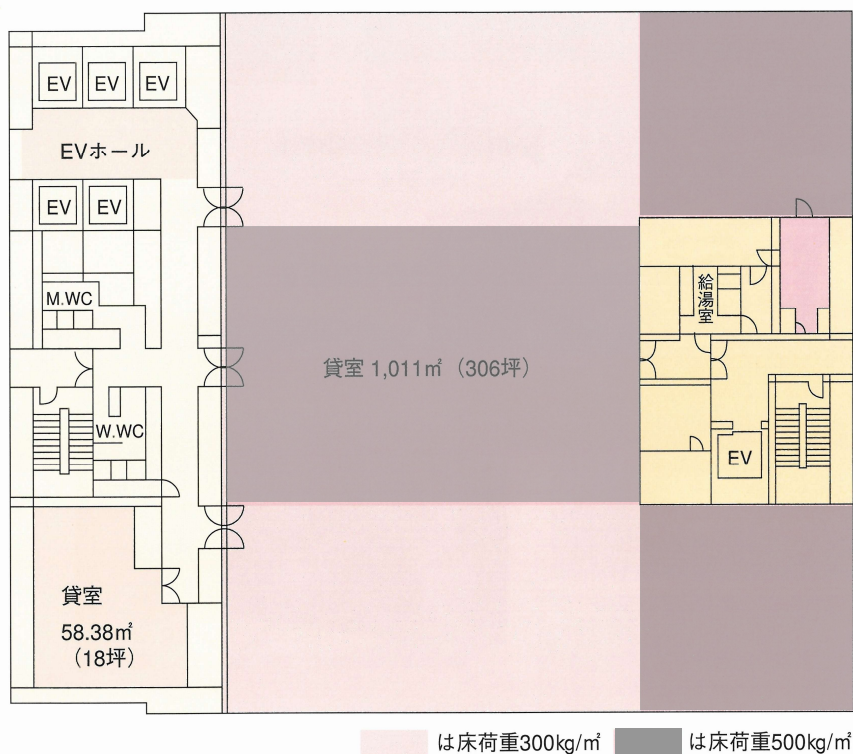


## 8. 改修工事

### (1) 重量物の制限

- ・ビルの構造上、床の耐荷重には限界がありますので、大型の「金庫」や「書類保管庫」等の重量物の設置、持ち込み、移動の場合は、必ず事前に管理会社にご相談ください。
- ・床の耐荷重は、 $300\text{ kg/m}^2$ と $500\text{ kg/m}^2$ の2つのエリアがあります（下図参照）。
- ・これを超える重量物の設置・移動は、ビルの構造躯体に悪影響を及ぼす恐れがあります。やむを得ない事情がある場合は必ず管理会社にご相談ください。
- ・管理会社の許可を得ずに重量物を持ち込み、ビルの構造躯体が変形・損傷した場合は、原状復旧にかかる費用を賠償していただくことになりますので、ご注意ください。

賃貸室の耐荷重



### (2) 賃貸室内の改修工事

- ・賃貸室内の造作やレイアウト変更、設備の新增設・更新等を行う場合は、工事内容、場所、工期、工事施工業者等について記載した「工事申請書」を作成し、図面や工程表等の必要書類と合わせて管理会社へ事前に申請し、承諾を受けてください。
- ・工事内容によっては、必ず当ビル指定業者（清水建設株式会社）に発注していただかなければならないもの（構造躯体および基幹設備に影響する工事、防火区画に関わる工事、消防設備工事など）があります。詳しくは管理会社へお問い合わせください。

### (3) 消防署への届出

- ・賃貸室内の改修工事やパーティション（間仕切り）の新設・変更を行う場合には、東京都の火災予防条例（第56条第1項）に基づいて、工事会社が「防火対象物工事等計画届出書」を、工事開始の7日前までに新宿消防署へ提出する必要があります（施工業者他にて届出書を提出させてください）。

### (4) 裸火の禁止

- ・工事の際、火気・火花を伴う工具（溶接・サンダー等）の使用は、原則禁止です。工事内容等により、火気を使用せざるを得ない場合は、事前に管理会社までお問合せください。

### (5) 届出書の提出

- ・工事が完了し、使用を開始する場合は、開始日の7日前までに「防火対象物使用開始届出書」を提出しなければなりません。
- ・届出書の提出は管理会社の社長名で行っていますので、上記届出書は管理会社へ提出してください。新設・変更後に、防火対象物の使用を開始するときには、上記届出書の内容に基づいて新宿消防署による検査が行われます。

### (6) 設備の破損等

- ・工事中あるいは搬出入時に、貸室内や共用部分の床・壁・天井、およびエレベーター等の設備を破損させた場合は、直ちに防災センター、または設備センターへご連絡ください。